

養護老人ホーム サンロイヤル広沢

契約入所 利用契約書

様（以下「契約利用者」という。）は、社会福祉法人
邦知会 養護老人ホーム サンロイヤル広沢（以下、「施設」という。）を契約入所
するに当たり、下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条

施設は、契約利用者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約利用者に対して施設の利用及び各種支援（サービス）を提供し、契約利用者は施設に対して、それらに係る利用料等を支払います。

（契約期間）

第2条

この契約期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。

- 2 契約満了の7日前までに、契約利用者から施設へ申し出がない限り、本契約は期間満了日の翌日から1ヶ月間、自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約は第5条に基づく「契約の解除」が行われない限り、これを継続します。

（支援及びサービス）

第3条

施設は、契約利用者の安否を定期的に確認することを原則とし、契約利用者が目標を達成するための支援やサービスを、契約利用者の求めに応じて提供することができます。ただし、支援やサービスの内容は、施設で提供可能なものに限られます。

（利用料等）

第4条

利用料の額については、重要事項説明書に定める料金に基づき、契約利用者別に算定して契約利用者に通知します。

(契約利用者からの契約解除)

第5条

契約利用者は本契約を解除することができます。この場合には、利用開始時に解除日を申し出るか若しくは契約終了を希望する日の7日前までに施設に申し入れするものとします。

2 契約利用者が病気療養及び諸事情等で、2か月以上居室を不在とする場合は、施設、契約利用者、身元保証人の間で協議してこの契約を解除することができます。

3 契約利用者が契約解除の通知を施設に行わず居室を退居したときは、施設が契約利用者の退居の事実を確認した翌日から起算し、7日目を持ってこの契約は解除されたものとします。

4 その他、契約入所者が集団生活の秩序を乱して他の入所者に迷惑をかけた場合や、本契約を継続しがたいほどの背信行為があった場合など、施設長が必要と判断したときは本契約を解除できます。

(施設からの契約解除)

第6条

施設は契約利用者が次の各号に該当したときは、1か月間の予告期間を置いてこの契約を解除することができます。

- (1) 契約利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 契約利用者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われないなど悪質な滞納等の場合
 - (3) 契約利用者の心身状況の変化に伴い、介護保険サービスを受ける必要な状態にも関わらず、必要な介護保険サービスを受けることができなくなった場合
 - (4) 契約利用者が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従業者もしくは他の契約利用者等の、生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (5) 施設が定めた利用料金の変更等に同意できない場合
 - (6) 施設の解散、破産又は滅失や重大な毀損によるやむを得ない事情により、サービスの提供が不可能な状態及び閉鎖する場合
- 2 施設は契約利用者に対し、施設からの契約解除通告に伴う予告期間中に、必ず契約利用者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、契約利用者、身元保証人、その他関係者、関係機関と協議し、契約利用者の移転先の確保につき協力するものとします。

(契約の終了及び処置)

第7条

この契約は、前条、前々条による契約の解除、又は契約利用者が死亡したときに終了します。

2 施設は、契約利用者の所有物を善良な管理の下に注意をもって保管し、契約利用者の身元引受人に連絡して一切の処置を行う。

3 契約利用者の身元引受人は前項の連絡を受けた場合は、7日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければならない。

4 明け渡しの期日が過ぎてもなお残置された所有物については、施設において処分できるものとする。

(緊急時の対応)

第8条

施設は、契約利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に管理体制がとれるよう配慮します。

(賠償責任)

第9条

天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、契約利用者が受けた損害、災難について施設は一切賠償責任を負わないものとします。ただし、施設の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

(個人情報保護)

第10条

施設の職員は、業務上知り得た契約利用者及びその家族の個人情報については、重要事項説明書に定められた目的以外に使用いたしません。

(苦情処理)

第11条

施設は、契約利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情相談受付窓口を設置しています。

(協議事項)

第12条

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて施設、契約利用者間において協議し誠意をもって解決します。

(身元引受人)

第13条 乙は、入居時に身元引受人を立てるものとする。

1. 身元引受人は、緊急時の連絡先とする。
2. 身元引受人は、通院時の同行・入退院時の手続き・入院中に必要な事項を行う。
3. 身元引受人は、家族の同意が必要な事柄に関しての手続きを行う。
4. 身元引受人は、退去時の事務手続き及び居室の明け渡しに関する事項を行う。
5. 身元引受人は、乙が施設で死亡した場合、遺体の引き取りやその後の必要な事項を行う。

(連帯保証人)

第14条 乙は、入居時に連帯保証人を立てるものとする。

1. 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
2. 前項の負担は、極度額50万円を限度とする。
3. 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
4. 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

以上の通り、施設、契約利用者、身元引受人、連帯保証人は記名（署名）押印のうえ契約し、その証として各1通ずつ保有します。なお、自署の場合、押印は不要とします。

契約日 令和 年 月 日

事業者

住 所 桐生市広沢町6丁目335-1

事業所名 社会福祉法人 邦知会 サンロイヤル広沢

代表者名 施設長 矢嶋 美穂子 ㊞

契約者

住 所：

契約者

氏 名：

㊞

身元引受人
人

住 所：

氏 名：

㊞

利用者との関係

連帯保証人
身元保証

住 所：

氏 名：

㊞

利用者との関係